

基本問題検討ワーキンググループ（中間報告）

1 定住自立圏における中心市の役割と現行要件

定住自立圏における中心市には、「大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピンオーバーしている」ことが求められている。

言い換えれば、「その都市の機能を充実させていくことが、近隣市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながる」のが、定住自立圏における中心市であり、中心市に、圏域全体のマネジメントを担う役割が求められている。

そして、この中心市の要件として、現行の要綱は、①人口が5万人程度以上であること（少なくとも4万人を超えてのこと）、②昼夜間人口比率が1以上であること、③三大都市圏の区域外に所在すること、などをすべて満たすことを定めている。

2 検討の方針・経緯

これに対して、今回の基本問題検討ワーキンググループは、最初に要綱を制定してから七年あまりを経て、定住自立圏が期待する役割を果たす中心市の要件が、現行どおりで的確なのかどうか、改めて検証した。

検証の過程においては、中心市要件の見直しに関心の高い自治体から資料を提供していただき、また、ヒアリングを行った。さらに、連携中枢都市圏構想において、昼夜間人口比率要件を「1」ではなく、「おおむね1」以上とした趣旨も参考にしつつ検討を進めた。連携中枢都市圏構想においては、中核市要件を満たす市について、昼夜間人口比率がわずかに1を下回っていたとしても、高次都市機能の集積状況に鑑み、通勤・通学で把握しきれない昼間人口を勘案し都市としての中心性が確認できる場合があり得るとしている。

3 検討の主な結果

現時点までの主な検討結果は、次のとおりである。

(1)制度創設時からの人口段階ごとの都市的施設の立地状態に明確な変化が見られない。また、既に「程度」「少なくとも～人を超えてのこと」など、地域実態にあわせた裁量の余地が広くなっていることから、「人口が5万人程度以上であること（少なくとも4万人を超えてのこと）」等の人口要件については、さらに修正を加えるべきではない。

(2)自治体内外の通勤・通学者の移動を基に、昼間人口と夜間人口の比を算出する「昼夜間人口比率1以上」についても、現時点においては基本的に維持すべきである。(ア)国勢調査という公信性の高い統計データを活用していること、(イ)中心市要件への該当の有無を自治体自らが判断しやすい簡便な指標となっていること、(ウ)超高齢社会において重要性を増す医療施設や商業施設などへの利用者の流れも、通勤者動向に、一定程度、反映されていると考えられるからである。

ただし、今後、加速化する少子高齢化の進展等を考慮すれば、昼夜間人口比率がわずかに1を下回っていても、受療動向など、通勤・通学者以外の人の流れに係る客観的データを補完的に用いることにより、近隣市町村の住民が当該市の医療・福祉施設等の都市機能を活用していることが明らかにされる場合などは、中心市と認めてよいものと考えられる。